

各務原浄化センター写真コンテスト応募要領

この写真コンテストは、住民の皆さまに浄化センターのはたらきや重要性をひろく知っていただくために、浄化センター内の風景や花木などの写真を募集します。

1 応募規定 応募作品条件 各務原浄化センター内で撮影された未発表の作品
撮 影 期 間 過去1年（平成29年8月～応募締切まで）に撮影されたものとします。
応 募 点 数 お1人2作品まで（ただし、入賞はお1人1作品までとさせていただきます。）

2 応募資格 どなたでも応募できます

3 応募方法 応募票を作品の裏面に貼付し、郵送または持参により下記まで応募してください。

応募先 〒504-0923 各務原市前渡西町 1521 (公財)岐阜県浄水事業公社

電話 058-386-8330 **経営課** まで

- ・写真サイズはA4、四つ切り、四つ切りワイドのいずれかとします。
- ・応募作品の返却はいたしません。
- ・入賞した応募作品は展示及びホームページ掲載のため写真データの提供をいただきます。
(写真データの提供をもって入賞といたします)

4 応募締切 平成30年7月31日（火）必着

5 発表方法 入賞者へは9月末までに通知し、公社ホームページで公表させていただく予定です。

6 作品展示 入賞作品は、公社ホームページへの掲載のほか、各務原浄化センター、各務原市産業文化センターなどで展示を行う予定です。

7 賞 浄水事業公社理事長賞1点、流域浄水事務所賞1点、特選3点、入選5点（予定）
賞状及び副賞を贈呈します。

8 主 催 公益財団法人岐阜県浄水事業公社

受付 No.

各務原浄化センター写真コンテスト応募票

ご住所 〒
ふりがな
お名前
電話番号
撮影日 平成 年 月 日
タイトル

受付 No.

各務原浄化センター写真コンテスト応募票

ご住所 〒
ふりがな
お名前
電話番号
撮影日 平成 年 月 日
タイトル

◆応募に関する注意

- 応募作品は各務原浄化センター内で応募者本人により撮影された未発表の作品とします。
- 応募いただけない作品： デジタル加工された画像の写真、組写真。
- 応募作品に写る被写体により発生する著作権、肖像権等の責任は負いかねますので、被写体本人等の承諾を得た上、ご応募ください。そのような作品の入賞が判明した場合は、入賞を取り消しさせていただく場合があります。
- 応募に必要な現像代等の費用は応募者ご自身の負担となります。
- ご住所等連絡先が不明の場合や入賞作品の写真データ提供がない場合は、当選を無効とさせていただきます。
- 応募要領に取り決めのない事項は、主催者側の判断により決定いたします。

◆その他注意事項（著作権・肖像権、応募写真の使用など）

- 応募の時点で、応募者は本応募要領に記載の事項についてご了承いただいたものとみなしますので、応募要領の各事項並びに次の点にご了解のうえ応募ください。
- 応募作品の返却はいたしません。
- 応募作品の著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は、撮影者に帰属します。ただし、応募作品が（公財）岐阜県浄水事業公社（以下、公社という。）に引渡された時点で、著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、公社に譲渡されます。
- 応募者は、公社に対し、著作者人格権を行使しません。また、公社は、写真の本質的な部分を損なうことが明らかな変更をすることはできません。
- 公社は、応募作品を下記のとおり使用する予定です。また、その際には、タイトル、撮影者のお名前、お住まいの市町村名等の表示を行うことがあります。
 - ・各務原浄化センターや各務原市産業文化センター等の施設への入賞作品の展示
 - ・公社ホームページへの掲載のほか、看板やパンフレットなどへの利用
 - ・県ホームページへの掲載（入賞作品の展示、広報活動など）
 - ・新聞、テレビなど広報媒体に掲載
 - ・入賞者表彰状作成のための作品の利用
 - ・事業の記録としての保存

※個人情報の取扱い

応募者のご住所、お名前、電話番号は、上記目的のほか、受賞者へのご連絡に使用するものです。

これら個人情報をその他の目的に使用はいたしません。

- 応募作品送付の際は、作品が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを確認してください。万一第三者との間に紛争等が生じた場合は、応募者の責任で当該紛争等を解決していただきます。
- 写真コンテストの審査結果に関するお問い合わせ及びクレームには応じかねます。